

宿泊事業者感染防止対策等支援事業費

令和3年7月2日 経済部観光局

【支援金額：約70億円】

（観光庁補助事業を活用）

①感染防止対策の強化の取り組みを支援します！ ②ポストコロナを見据えた前向きな取り組みを支援します！

対象事業者

旅館業法の許可を受けた宿泊事業者（旅館、ホテル、簡易宿所）

対象経費

感染防止対策

- ・消毒液、アルコール液
- ・マスク、フェイスシールド
- ・非接触型体温計、体温計
- ・サーモカメラ
- ・間仕切り
- ・アクリル板・透明ビニールシート
- ・自動チェックイン機
- ・空気清浄機 など



ポストコロナを見据えた取組

- ・ワーケーションの受入体制整備費
- ・マイクロツーリズムの受入体制整備費
- ・バリアフリー ・インバウンド対応
- ・防災・減災



以下のようなものは対象外です。

- ・事業者の運営経費、人件費、公課公租費、中古品購入
- ・申請時に他の公的機関の補助・支援金の交付決定を受けた費用 など

制度概要

※ひとつの施設につき

特例・通常分合わせて1申請です。

区分	基本額	上乗せ
特例分 R2.5.14～R3.7.1 に支払いを行った費用	上限500万円 1/2以内	上限250万円 1/4以内
通常分 R3.7.2～R3.12.31 に支払いを行った費用		

3/4
以内

※通常分は、250万円を上限として、基本額の1/2を上乗せして補助（最大750万円、実質補助率3/4以内）

（申請例）特例分と通常分あわせて申請した場合・・・

通常分：ワーケーション整備経費800万円（採択後に整備を実施）

⇒対象経費800万円×補助率3/4＝600万円

特例分：消耗品50万円、機器150万円（昨年度に支出済）

⇒対象経費200万円×補助率1/2＝100万円 合計支援金額700万円

スケジュール（予定）

募集開始	R3.7.26
募集締切	R3.8.20 （先着ではありません。）
採択決定	R3.9.17
事業実施・報告	遅くともR3.12.31までに 完了し、随時実績報告書を 事務局あてに提出します。
支援金交付	実績報告書を審査し、 その後、支給します。

（問合せ）北海道 経済部 観光局 観光地づくり係 TEL：011-204-5303 E-mail：kanko.shien@pref.hokkaido.lg.jp

受付時間 平日（祝日除く）8：45～17：30